

株 主 各 位

株式会社 **ゼンリン**

第65回定時株主総会 その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

●事業報告	
会計監査人に関する事項	1 頁
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	2 頁
会社の支配に関する基本方針	6 頁
●連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	7 頁
連結注記事項	8 頁
●計算書類	
貸借対照表	24頁
損益計算書	25頁
株主資本等変動計算書	26頁
個別注記事項	27頁
●監査報告	
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	35頁

(注) 本書面中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人に関する事項

- (1) 当社の会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	45	－
子会社	16	－
計	61	－

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記監査証明業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、株主をはじめとするステークホルダーに対して経営の透明性を確保し、合理的・効率的な経営活動を行うことによって、企業価値を継続的に高めることを経営の基本方針としております。

これらの実現のためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、さらにこの機能を充実させることが肝要であると考えております。

当社取締役会において決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、サステナビリティ管理規程を設け、全社のコンプライアンスに関わる行動指針を定めるとともに、これらの行動指針を文書化し、取締役及び使用人に周知する。
- ② コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役を置き、会社のコンプライアンス体制の構築・維持を管理・統括するとともに、重要なコンプライアンスに関する事項の諮問・推進機関としてサステナビリティ委員会を設置し、コンプライアンス管理状況を確認する。
- ③ 各部門をコンプライアンス実施部門とし、自部門における予防対策をサステナビリティ管理規程に定めるところにより、計画・実施する。
- ④ 取締役及び使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的実施することにより、コンプライアンスの知識を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ⑤ 使用人は、職場や従事する業務に関連して法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。
- ⑥ 内部通報窓口業務管理規程を定め、法令遵守義務のある行為等について、社内及び社外に法令違反事実の通報窓口を設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者への不利益処遇を禁止する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書の作成、保存及び廃棄に関して定めた文書規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の企業価値の維持・増大を図るため、会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクを総合的かつ適切に管理するための基本的事項としてリスク管理規程を設け、リスク管理行動指針及びそれに基づくリスク管理基本目的から成るリスク管理方針を定めるとともに、文書化し取締役及び使用人に周知する。

- ② コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役を置き、リスク管理方針に基づき会社のリスク管理体制の構築・維持を管理・統括するとともに、諮問・推進機関としてサステナビリティ委員会を設置し、リスク管理状況を確認する。
 - ③ 各部門は、リスク管理実施部門としてリスク管理規程に定めるところにより、リスク管理を実施する。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役会は事業計画（中長期経営計画及び年度事業計画）を定め、会社として達成すべき目標を明確化する。
 - ② 取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、権限を配分・委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
 - ③ 当社あるいは当社グループ会社全体に影響を及ぼす経営上の重要事項については、取締役会等の会議により多面的な検討を加え、慎重に決定する。
- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社は、グループ・コンプライアンス・ポリシーを策定し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② グループ会社管理を担当する部署を設置し、グループ会社に関する管理規程を定め、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
 - ③ コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役は、サステナビリティ委員会の承認に基づきグループ全体のリスクの評価及び管理体制の構築及び運用に努める。
 - ④ グループ内取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものとし、公正性を保持する。
 - ⑤ 監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 監査等委員会は会計監査人及び監査室との密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査等委員会を補助すべき使用人として監査等委員会の担当を置き、必要な人員を配置する。
- (7) **前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**
- 監査等委員会の担当の使用人について独立性や指示の実効性を確保するため専任とし、評価や異動の人事処遇については監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が求める事項につき、監査等委員会に報告する。
- ② 当社及びグループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- ③ 業務執行を担当する取締役は、監査等委員会が提示する監査計画に基づき、担当する部門のリスク管理体制について監査等委員会に報告するものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、環境を整備するように努める。
- ② 監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 監査等委員会は内部監査部門との連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
- ④ 取締役は、監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
- ⑤ 監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

(10) 財務報告に関する統制

- ① 財務報告に係る内部統制の実効性を維持し向上させるために、体制の整備を継続的に進めており、会計処理に関する諸規程、運用ルールの制定及び関連する情報システムの高度化に取り組む。
- ② 決算業務に関し、決算直前に「決算方針検討会」を、決算後には「決算報告会」を開催し、会計監査人との意見交換や対応策の検討及び協議を実施する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定め、具体的な「行動基準」を社内に周知する。
このように、反社会的勢力に対して断固たる態度で臨み、関係排除に取り組むことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であるとともに、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスそのものであるとの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。
- ② 総務部を対応統括部署として専任スタッフを配置するとともに、適切かつ迅速な対応を図るため、対応マニュアル等の整備に努める。
- ③ 反社会的勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集、及び適切な対応のための啓発に努める。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

前述の内部統制システム構築の基本方針に基づいた各施策や規程等に従い、具体的な取り組みを実施するとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの状況や業務処理の適切性について確認しております。

(1) コンプライアンスとリスク管理

当社はサステナビリティ管理規程及びリスク管理規程に基づき、リスク管理部会を開催し、コンプライアンス管理状況及びリスク管理状況を確認しております。また、グループ・コンプライアンス・ポリシーの策定や社内外における内部通報窓口の設置等により、グループ全体におけるコンプライアンス、リスクに関する行動基準や報告・通報体制を整えております。

なお、当事業年度においては、リスク管理部会を3回開催し、その都度サステナビリティ委員会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行

取締役会規程やその他社内規程を制定し、社外取締役を含む取締役が法令及び定款に則って行動するとともに、意思決定の迅速化や効率化を図っております。

(3) 監査等委員会の職務の執行

監査等委員会は、取締役及び使用人等から内部統制システムの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査を実施しております。

具体的には、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、業務及び財産の状況を調査しております。

(4) 内部監査

財務報告が適正に行われ、業務の適正を確保するため、監査等委員会、会計監査人と連携を図りながら、当社及びグループ会社に対して内部監査を実施しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

また、当社取締役会は、株券等所有割合が3分の1以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行う必要があると考えております。

当社グループは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念としています。当社グループの事業はその性質上、社会と密接なつながりを持ち高い公共性を有していることから、位置情報の活用により社会課題の解決や安全・安心な社会の実現に貢献することが、私たちの社会的責任・公共的使命であると考えています。

当社の経営においては、前述のような事業特性並びに顧客や従業員、取引先等のステークホルダーとの関係に対する理解が必要不可欠であり、また、十分な理解なくしては、当社グループの企業価値を適正に把握することは困難であると考えます。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社取締役会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

このような不適切な大規模買付者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて法令及び定款の許容する範囲内において適切な対応をしております。

(3) 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記取り組みは、企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上させる目的をもってなされるものであり、基本方針に沿うものです。

従いまして、これらの取り組みは基本方針に沿い、当社株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,557	12,447	28,018	△4,806	42,217	6,099	195	708	7,003	0	99	49,321
当期変動額												
剰余金の配当			△1,610		△1,610							△1,610
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,606		2,606							2,606
自己株式の取得				△0	△0							△0
自己株式の処分			△0	5	5							5
連結子会社の増資 による持分の増減		△17			△17							△17
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		148			148							148
持分変動による差額に 係る税効果調整額		△10			△10							△10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△623	87	26	△509	△0	△85	△594
当期変動額合計	－	120	995	4	1,121	△623	87	26	△509	△0	△85	526
当期末残高	6,557	12,567	29,014	△4,801	43,338	5,475	283	734	6,493	－	14	49,847

連結注記事項

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

(株)ゼンリンプリンテックス

(株)ゼンリンデータコム

2024年4月1日付で、当社はローカスブルー(株)の株式を取得し、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社である(株)Will Smartの東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、株式の一部を2024年4月16日付で売却いたしました。

これに伴い、前連結会計年度に連結子会社でありました同社を連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称等

会社の名称

(株)Will Smart

当社の連結子会社である(株)Will Smartの東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、株式の一部を2024年4月16日付で売却いたしました。

これに伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲から除外し持分法適用関連会社といたしました。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

会社の名称

(株)トヨタマップマスター

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
ZENRIN EUROPE GmbH	12月31日
Abalta Technologies, Inc.	12月31日
Abalta Technologies EOOD	12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては連結子会社の同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた連結会社相互間の重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

② 棚卸資産 … 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

（主な耐用年数）

建物 15年～50年

機械装置及び運搬具 5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア … 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法

自社利用ソフトウェア … 5年を限度とする利用可能期間で定額法により償却する方法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 単行本在庫調整引当金 … 住宅地図帳の売れ残り書籍の評価損に備えるため、出版部数に対する一定期間の販売部数を算定基礎とした評価損失見込額を計上しております。
- ② 貸倒引当金 … 営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 … 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に係る支給見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は2006年3月31日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 … 役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 … 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法 … 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

… 商品及び製品の販売に係る収益は、主にプロダクト事業、公共ソリューション事業などにおける住宅地図帳、応用地図などの製造及び販売並びに仕入商品の販売によるものであり、このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は、商品及び製品の引渡し後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

② 受託契約等

… 受託契約等に係る収益は、主にプロダクト事業、公共ソリューション事業、マーケティングソリューション事業、IoT事業などにおけるソフトウェア、企画地図、調査などの受託契約等であり、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであり、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するために発生したコストに基づくインプット法を採用しております。

進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

③ ライセンス取引

… ライセンス取引のうちロイヤルティに係る収益は、主にIoT事業、オートモーティブ事業などにおけるスマートフォン向けサービス、カーナビゲーション用データなどの当社グループの知的財産に関するライセンス契約から生じるロイヤルティであり、ライセンス先の企業等の売上高又は使用量に基づいて収益を認識しております。

一部のロイヤルティ収入については、当該ライセンスに関する顧客への履行義務が充足される期間にわたって収益を認識しております。

ロイヤルティ以外のライセンス取引に係る収益は、主にプロダクト事業、公共ソリューション事業、IoT事業などにおける住宅地図データ、インターネットサービス向け地図データなどのライセンス取引であり、既存電子地図のライセンス等の履行義務が一時点で充足される場合にはライセンス開始時点において、配信サービス等一定期間にわたって履行義務が充足される場合にはライセンス期間にわたり収益を認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

なお、一定期間にわたって履行義務が充足される取引の対価は、主に履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

ライセンス取引のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービス等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～7年間の定額法により償却を行っております。

[会計方針の変更]

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。また、親会社の持分変動による差額に係る連結財務諸表固有の一時差異について資本剰余金を相手勘定として繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していた場合で、当該子会社等に対する投資を売却するなど、一時差異が解消した際の繰延税金資産又は繰延税金負債の取崩しについて、従来、対応する額を法人税等調整額に計上することとしておりましたが、資本剰余金を相手勘定として取り崩すことといたしました。

これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。なお、1株当たり情報への影響はありません。

[表示方法の変更]

(連結損益計算書関係)

「不動産賃貸料」

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「不動産賃貸料」(当連結会計年度は29百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

「保険配当金」

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「保険配当金」(当連結会計年度は33百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

「投資有価証券売却損」

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「投資有価証券売却損」(当連結会計年度は26百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

[重要な会計上の見積り]

(ソフトウェアの減損の判定)

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
ソフトウェア	10,881
その他（ソフトウェア仮勘定）	2,480

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、減損の判定にあたって、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基礎とした資産グループ単位により、共用資産についてはより大きな単位により行っております。当社グループでは、データベースの整備システムに係る自社利用目的のソフトウェアを構築しており、さらにAPIの開発など、地図情報流通基盤を構築するソフトウェア開発を進めております。これらは当社グループの主要事業である位置情報サービス関連事業に共通して使用されるものであるため、当社グループのソフトウェアの多くは共用資産に分類されます。その他、単独でキャッシュ・フローを生み出すソフトウェアや一部の部門に共通して使用されるソフトウェアについても適切な単位での資産グループを識別しております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は経営環境の著しい悪化などにより前期と当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかなどについて検討を行っております。当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるかどうかの検討に際しては、過去実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮して検討を行っております。また、エネルギー・原材料価格の高騰による物価上昇の影響については、今後一定期間続くことを前提としております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに対しては上記と同様の仮定を置いております。

当連結会計年度において、一部の資産グループについて減損の兆候が識別されたため、当該資産グループに対して減損の要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の帳簿価額の全額303百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、これらの見積りには不確実性があり、今後の物価上昇の継続に加え、米国の通商政策の動向や金融資本市場の変動など、経済への影響が大きく変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[追加情報]

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 役員株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、2016年6月17日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、2016年9月8日より、当社取締役に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

また、2019年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年9月25日より、一部の連結子会社の取締役を本制度の対象として追加しております。

(1) 取引の概要

当社及び一部の連結子会社が定める「役員株式給付規程」に基づき、当社及び一部の連結子会社の取締役に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度166百万円、138千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

当社は、2017年2月21日開催の取締役会決議に基づき、2017年3月9日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランの導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度237百万円、162千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

[連結貸借対照表関係]

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

有価証券	7百万円
建物及び構築物	276百万円
土地	89百万円

なお、有価証券はクレジットカード利用の保証に供しております。また、建物及び構築物、土地は借入金に備えて共同根抵当権を設定しておりますが、当連結会計年度末には該当する債務はありません。

2. 商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整引当金の額	763百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	12,559百万円

[連結損益計算書関係]

1. 子会社株式売却益

当連結会計年度において計上した子会社株式売却益は、当社の連結子会社である㈱Will Smartの東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、株式の一部を2024年4月16日付で売却したことによる売却益であります。

これに伴い、同社を連結の範囲から除外し持分法適用関連会社といたしました。

2. 減損損失

当社グループは次の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途（場所）	種類	減損損失 （百万円）
事業用資産 （福岡県北九州市）	ソフトウェア	193
事業用資産 （福岡県北九州市）	その他（ソフトウェア仮勘定）	99
事業用資産 （福岡県北九州市）	その他（長期前払費用）	21
事業用資産 （東京都港区）	ソフトウェア	11
合計		325

当社グループは、事業用資産については主に管理会計上の事業区分に基づきグルーピングしております。

当連結会計年度において減損の要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

[連結株主資本等変動計算書関係]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	57,301	－	－	57,301

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	805	15.0	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年10月29日 取締役会	普通株式	805	15.0	2024年 9月30日	2024年 12月3日

- （注） 1. 2024年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 2024年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,073	利益剰余金	20.0	2025年 3月31日	2025年 6月23日

- （注） 配当金の総額には、「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

[金融商品関係]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、当社グループのデータ配信に関する売上高は、特定の通信事業者に対する割合が高く、カーナビゲーション用データの売上高は、カーメーカー関連各社に集中しており、これらの営業債権は、当連結会計年度末現在における受取手形、電子記録債権及び売掛金の21.4%を占めております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金は短期の営業債務であり、短期借入金の使途は主に運転資金であります。また、長期借入金の使途は主に社債の償還資金であり、返済日は最長で決算日後3年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクの管理は、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、市場価格の変動リスクの管理は、上場株式について四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,147	9,147	－
関連会社株式	156	550	393
資産計	9,304	9,697	393
長期借入金	1,197	1,189	△7
負債計	1,197	1,189	△7

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,464
関連会社株式	406

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は237百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
譲渡性預金	7	—	—	7
株式	9,139	—	—	9,139
資産計	9,147	—	—	9,147

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
関連会社株式	550	—	—	550
資産計	550	—	—	550
長期借入金	—	1,189	—	1,189
負債計	—	1,189	—	1,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式等は相場価格を用いて評価しております。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

[収益認識関係]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、連結売上高を中長期経営計画「ZENRIN GROWTH PLAN 2025」で区分した各事業別に分解しております。

また、当社グループの報告セグメントは、「位置情報サービス関連事業」の単一セグメントであります。

当連結会計年度の連結売上高64,363百万円の内訳といたしましては、プロダクト事業は16,514百万円、公共ソリューション事業は8,092百万円、マーケティングソリューション事業は6,620百万円、IoT事業は15,435百万円、オートモティブ事業は17,700百万円となっております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記事項〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項〕 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,551
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,506
契約資産（期首残高）	183
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	7,409
契約負債（期末残高）	8,358

契約資産は、顧客との受託契約等について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託契約等に関する対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後に請求し、概ね３ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に将来にわたって履行義務が充足されるライセンス取引に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,825百万円であります。

また、当連結会計年度において、契約資産が減少した主な理由は、顧客との契約から生じた債権への振替による減少が、収益の認識による増加を上回ったことによるものであります。また、契約負債が増加した主な理由は、前受金の受け取りによる増加が、収益の認識による減少を上回ったことによるものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。なお、当該ロイヤルティは、主にIoT事業、オートモーティブ事業などにおけるスマートフォン向けサービス、カーナビゲーション用データなどの当社グループの知的財産に関するライセンス契約から生じるものであり、ほとんど全てが１年以内に収益として認識されると見込んでおります。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2025年３月31日時点で7,346百万円であります。当該履行義務は、主に売上高又は使用量に基づくロイヤルティ以外のライセンス取引に関するものであり、期末日後概ね１年から３年の間で収益として認識されると見込んでおります。

[１株当たり情報]

- | | |
|---------------|---------|
| １． １株当たり純資産額 | 933円58銭 |
| ２． １株当たり当期純利益 | 48円83銭 |

(注) 「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託Ｅ□）が保有する当社株式を、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 300千株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度 301千株）。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,517	流動負債	18,934
現金及び預金	7,135	買掛金	2,296
受取手形	4	短期借入金	1,049
売掛金	9,586	リース債務	54
商品及び製品	839	未払金	1,289
仕掛品	100	未払費用	4,091
原材料及び貯蔵品	52	未払法人税等	1,046
前払費用	684	前受金	8,317
その他	119	預り金	119
貸倒引当金	△4	役員賞与引当金	73
		その他	594
 固定資産	 46,378	 固定負債	 1,512
有形固定資産	6,597	長期借入金	750
建物	3,760	リース債務	76
構築物	48	繰延税金負債	515
機械及び装置	5	退職給付引当金	23
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	29
工具、器具及び備品	690	役員株式給付引当金	59
土地	1,969	その他	58
リース資産	118	負債合計	20,447
建設仮勘定	2	(純資産の部)	
無形固定資産	11,646	株主資本	39,033
ソフトウェア	9,424	資本金	6,557
その他	2,222	資本剰余金	13,111
投資その他の資産	28,135	資本準備金	13,111
投資有価証券	9,701	利益剰余金	24,165
関係会社株式	12,124	利益準備金	485
その他の関係会社有価証券	1,970	その他利益剰余金	23,680
関係会社出資金	140	固定資産圧縮積立金	34
長期貸付金	310	別途積立金	10,000
その他	3,958	繰越利益剰余金	13,646
貸倒引当金	△70	自己株式	△4,801
		評価・換算差額等	5,415
		その他有価証券評価差額金	5,415
 資産合計	 64,896	純資産合計	44,449
		負債純資産合計	64,896

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		47,704
売上原価		28,219
売上総利益		19,485
販売費及び一般管理費		16,756
営業利益		2,728
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	790	
その他	117	908
営業外費用		
支払利息	6	
その他	306	313
経常利益		3,323
特別利益		
固定資産売却益	83	
その他	559	642
特別損失		
減損損失	376	
その他	22	399
税引前当期純利益		3,566
法人税、住民税及び事業税	1,143	
法人税等調整額	△234	909
当期純利益		2,657

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	6,557	13,111	13,111	485	36	10,000	12,596	23,118
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△2		2	－
剰余金の配当							△1,610	△1,610
当期純利益							2,657	2,657
自己株式の取得								
自己株式の処分							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	△2	－	1,049	1,047
当期末残高	6,557	13,111	13,111	485	34	10,000	13,646	24,165

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△4,806	37,981	6,052	6,052	44,033
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△1,610			△1,610
当期純利益		2,657			2,657
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	5	5			5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△636	△636	△636
当期変動額合計	4	1,052	△636	△636	415
当期末残高	△4,801	39,033	5,415	5,415	44,449

個別注記事項

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
なお、その他の関係会社有価証券のうち、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。
- (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品、仕掛品、原材料 … 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 商品 … 売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 貯蔵品 … 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） … 定額法
(主な耐用年数)
建物 15年～50年
工具、器具及び備品 3年～10年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア
 - ① 市場販売目的のソフトウェア … 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法
 - ② 自社利用ソフトウェア … 5年を限度とする利用可能期間で定額法により償却する方法
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 単行本在庫調整引当金

… 住宅地図帳の売れ残り書籍の評価損に備えるため、出版部数に対する一定期間の販売部数を算定基礎とした評価損失見込額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

… 営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

… 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に係る支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2006年3月31日付で役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任していた役員に対する当社所定の基準による打切支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(6) 役員株式給付引当金

… 役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

… 商品及び製品の販売に係る収益は、主にプロダクト事業、公共ソリューション事業などにおける住宅地図帳、応用地図などの製造及び販売並びに仕入商品の販売によるものであり、このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は、商品及び製品の引渡し後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

② 受託契約等

… 受託契約等に係る収益は、主にプロダクト事業、公共ソリューション事業、マーケティングソリューション事業、IoT事業などにおけるソフトウェア、企画地図、調査などの受託契約等であり、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであり、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するために発生したコストに基づくインプット法を採用しております。

進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

③ライセンス取引

… ライセンス取引のうちロイヤルティに係る収益は、主にIoT事業、オートモーティブ事業などにおけるスマートフォン向けサービス、カーナビゲーション用データなどの当社の知的財産に関するライセンス契約から生じるロイヤルティであり、ライセンス先の企業等の売上高又は使用量に基づいて収益を認識しております。

一部のロイヤルティ収入については、当該ライセンスに関する顧客への履行義務が充足される期間にわたって収益を認識しております。

ロイヤルティ以外のライセンス取引に係る収益は、主にプロダクト事業、公共ソリューション事業、IoT事業などにおける住宅地図データ、インターネットサービス向け地図データなどのライセンス取引であり、既存電子地図のライセンス等の履行義務が一時点で充足される場合にはライセンス開始時点において、配信サービス等一定期間にわたって履行義務が充足される場合にはライセンス期間にわたり収益を認識しております。

また、取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の充足後、概ね3ヶ月以内に受領しております。

なお、一定期間にわたって履行義務が充足される取引の対価は、主に履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

ライセンス取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービス等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[会計方針の変更]

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

(損益計算書関係)

「投資有価証券売却益」

前事業年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」(当事業年度は295百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

[重要な会計上の見積り]

(ソフトウェアの減損の判定)

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
ソフトウェア	9,424
その他(ソフトウェア仮勘定)	2,221

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、「連結計算書類 連結注記事項 [重要な会計上の見積り] (ソフトウェアの減損の判定)」の内容と同一であります。

これらの判定の結果、当事業年度において、一部の資産グループについて減損の兆候が識別されたため、当該資産グループに対して減損の要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の帳簿価額の全額355百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

[追加情報]

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結計算書類連結注記事項 [追加情報]」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[貸借対照表関係]

1. 商品及び製品より直接控除している単行本在庫調整引当金の額	763百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	5,472百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 短期金銭債権	2,258百万円
(2) 長期金銭債権	310百万円
(3) 短期金銭債務	2,117百万円

[損益計算書関係]

関係会社との取引高

売上高	12,067百万円
仕入高	8,940百万円
販売費及び一般管理費	599百万円

営業取引以外の取引高	1,930百万円
------------	----------

[株主資本等変動計算書関係]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
自己株式				
普通株式	3,927	0	3	3,923

- (注) 1. 当事業年度末日の自己株式のうち、「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度の信託財産として、㈱日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する株式数は、300千株であります。
2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取請求に基づく取得による増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少3千株は、「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」制度に基づく役員への給付による減少2千株、「従業員株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度に基づく従業員への給付による減少1千株、単元未満株式の売渡請求に基づく売却による減少0千株であります。

[税効果会計関係]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	845百万円
投資有価証券・関係会社株式評価損	629
ゴルフ会員権等評価損	36
ソフトウェア償却限度超過額	592
貸倒引当金	23
賞与引当金	641
退職給付引当金	7
役員退職慰労引当金	9
役員株式給付引当金	18
税務上の収益認識差額	17
未払事業税	97
繰越外国税額控除	314
その他	345

繰延税金資産 小計	3,579百万円
-----------	----------

評価性引当額	△1,162
--------	--------

繰延税金資産 合計	2,417百万円
-----------	----------

繰延税金負債

前払年金費用	△698百万円
固定資産圧縮積立金	△15
その他有価証券評価差額金	△2,153
その他	△65

繰延税金負債 合計	△2,932百万円
-----------	-----------

繰延税金資産（負債）の純額	△515百万円
---------------	---------

[関連当事者情報]

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ゼンリンデータコム	所有 直接 100.0%	当社電子地図の 販売等 ソフトウェアの 開発委託等 役員の兼任	電子地図の 販売等 (注 1)	4,592	売掛金	696
				無形固定資産の 購入 (注2)	840	未払金	511
	ZENRIN EUROPE GmbH	所有 直接 100.0%	カーナビゲーション用 データの販売	カーナビゲーション用 データのロイヤルティ等 (注1)	3,696	売掛金	624
						前受金	923
関連会社	㈱トヨタマップマスター	所有 直接 20.8%	カーナビゲーション用 データの販売	カーナビゲーション用 データのロイヤルティ等 (注1)	3,552	売掛金	796
						前受金	699

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額等については、市場価格を勘案し、価格交渉の上決定しております。

2. 取引金額等については、見積りを受領し、価格交渉の上決定しております。

[収益認識関係]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記事項 [収益認識関係]」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[1株当たり情報]

1. 1株当たり純資産額 832円73銭

2. 1株当たり当期純利益 49円79銭

(注) 「役員株式給付信託 (B B T)」及び「従業員株式給付信託 (J - E S O P)」の信託財産として㈱日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度 300千株)。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度 301千株)。

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株 式 会 社 ゼ ン リ ン
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 寺 田 篤 芳
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 甲 斐 貴 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼンリンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上